

ステッカー
一図柄？

多摩市 お部屋探しサポート協力店

協力店を募集しています！

多摩市居住支援協議会では、令和3年4月から「多摩市お部屋探しサポート協力店（以下「協力店」）」制度を開始します。随時、協力店を募集していますので、ぜひご応募ください！



協力店とは？

※住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に理解をいただける多摩市内の不動産店で、所定の手続きを経て協力店登録簿に登録された不動産店をいいます。

協力店になると、※多摩市居住支援相談窓口（以下「相談窓口」）と連携して、相談窓口の相談者（＝住宅確保要配慮者）のお部屋探しにご協力いただきます。

※住宅確保要配慮者…高齢者、障がい者、低額所得者、子育て世帯など。住宅セーフティネット法、国土交通省令、東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画などに定義される方々。

※多摩市居住支援相談窓口…住宅確保要配慮者の方々の住まい探しや生活支援を、生活困窮者自立支援事業（しごと・くらしサポートステーション）と連携して行っている窓口で、市の委託事業。令和2年7月開設。所在地は永山1-5 ベルブ永山4階。

多摩市居住支援相談窓口との連携



相談窓口との連携は、以下のとおりです（裏面の図参照）。

- ①相談窓口にて、民間賃貸住宅への入居希望者が来所する。
- ②相談窓口から協力店に、相談者の希望条件等を電子メールで送信する（直接入電することもあり）。
- ③協力店は、紹介できる物件がある場合は、その旨を相談窓口へ連絡する（電子メール、電話など）。該当物件がない場合はここで終了。
- ④相談窓口と当該協力店で調整のうえ、相談者に当該協力店を紹介します。
- ⑤相談者が、当該協力店に直接伺います。相談窓口の職員が同行する場合があります。

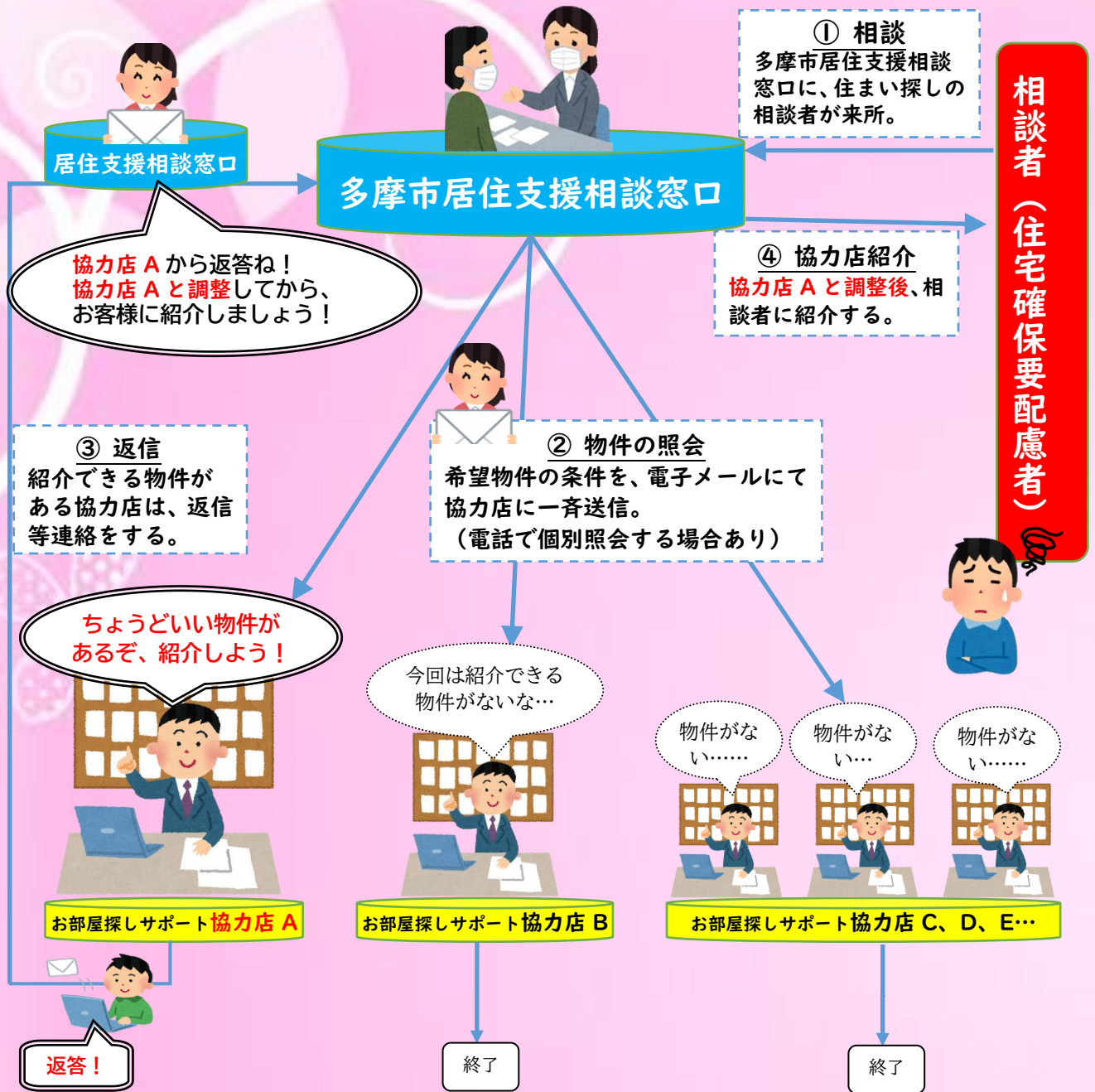
協力店になる手続き（協力店登録）



登録手順

- ①同封の「多摩市お部屋探しサポート協力店実施要領」をお読みいただき「多摩市お部屋探しサポート協力店登録申請書」にご記入ください。記入後、多摩市居住支援協議会事務局（多摩市都市計画課住宅担当）にご提出ください。
（土日祝日を除く8時30分から17時。持ち込み又は郵送）
- ②登録完了後、協議会から協力店に、登録通知書をお送りします。これで登録手続きは完了です！
登録完了後、多摩市公式ホームページに協力店として掲載されます。また、協力店舗に貼ることができるステッカーを作成する予定です。

協力店制度の図（相談～協力店の紹介まで）



少しでも多くの不動産事業者の皆様にご登録いただき、住宅確保要配慮者の方の住居を、できるだけ多く確保したいと考えております。

協力店の登録は随時受け付けております。どうぞよろしく願いいたします！

ご不明な点や質問などありましたら、下記までご連絡ください。

【多摩市居住支援協議会 事務局】

多摩市都市計画課住宅担当 電話 042-338-6817

〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1